

26年秋の火災予防運動が始まります

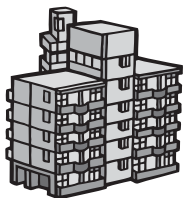
11月9日(日)～15日(土)の1週間は秋の火災予防運動の期間です。火災予防運動は、防火・防災に関する意識や防犯行動力を高めることによ



26年秋の火災予防運動ポスター

都営住宅の入居者を募集します

【募集の種類】 次の通り
①家族向・単身者向(一般募集住宅) ②定期使用住宅(若年ファミリー向) ③定期使用住宅(多子世帯向) ④若年ファミリー向



※①～④のいずれも申し込み資格があります。詳細は募集案内をご覧ください。
【募集案内の配布期間・場所】 土曜・日曜を除く11月4日(火)～13日(木)、都市計画課(市役所5階、上の原)ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、都内各市区役所など。なお、11月8日(土)・9日(日)午前9時半～午後5時は、都庁第一本庁舎1階東京観光情報センターおよび東京都住宅供給公社都営住宅募集センターでも配布

に指定され、昭和62年から、毎年11月9日が「119番の日」として制定されました。この機会に消防の仕事や119番についての正しい知識と理解を深め、防火・防災意識を高めましょう。

11月9日は「119番の日」です

「119番」が誕生したのは、昭和2年10月1日です。それまでは、「112番」が緊急電話番号として使われていたが、当時はダイヤル方式の不慣れで誤接続が多かったために、地域番号(局番)の第一数字として使われていない「119番」が緊急電話番号

【日程】 内容 11月11日(火) 第一部 午後2時から「火災予防業務協力者」に対する表彰式 第二部 午後3時15分からスポーツキャスターの荻原次晴氏による防火講演会
【会場】 生涯学習センター
【入場料】 無料
【その他】 来場者に記念品をプレゼントします



荻原次晴氏

市の奨学資金制度(給付)の申込時期の延期について

市では、勉学意欲がありながら、経済的事情により高等学校などへの進学が困難な市内在住の方を対象とする、「奨学資金制度」を設けています。例年、6月中旬～7月中旬に申し込みを受け付けていますが、今年度は、広報6月15日号、8月1日号でお知らせした通り、申し込みの受付時期を延期しています。

東京都母子および父子福祉資金・女性福祉資金

都では、ひとり親家庭などの方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要な資金をお貸ししています。【貸し付け対象】 母子および父子福祉資金貸付(原則として都内に6カ月以上居住する母子・父子家庭の母親・父親などで、20歳未満のお子さんをお扶養している方。 ※10月1日から父子家庭の父親についても貸し付け対象になりました。 ▼女性福祉資金貸付

貸し付けの案内

原則として都内に6カ月以上居住の配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方。 ①親・子・兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限無し) ②年間所得が203万6000円以下で、母子家庭の母親として20歳未満の子をお扶養している方または婚姻歴のある40歳以上の方。 ※いずれも貸し付けが自立につながるかと判断され、償還の計画を立てることができる方。

11月23日(祝)は終日市役所本庁舎を閉館します

11月23日(祝)は、庁舎内電気設備の点検を行うため、館内は停電となります。それに伴い、終日市役所本庁舎を閉館します。 庁舎1階市民プラザ・屋



市役所本庁舎

防災行政無線工事のお知らせ

市では、現在のアナログ式防災行政無線局を、デジタル式に交換する工事を実施します。その間、次の場所の同無線は使用できません。震災などの放送が必要となった際は、1ノ14(第二小学校) ▼本町電話応答システムや市広報車で放送内容をお届けします。 ▼迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。 ナ・電気設備の交換

新任人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は、基本的な人権を擁護するため法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。人権侵害による被害者の救済や地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。 市では今年度、新たに2人の人権擁護委員が委嘱されましたので、お知らせします。



「存じですか」 交通事故などに遭った場合の治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になること、治療費を請求します。他人の行為が原因で負傷したり、病気になる前に示談を「第三者行為」といいます。このような場合の治療費は、被害者に過失がない限り、原則として加害者が全額負担することになります。

国民健康保険(国保)に加入している方が交通事故などに遭い、加害者との話し合いがすぐに解決しないなどの場合、「第三者行為」による傷病届を提出することで、被保険者証を使って治療を受けることができます。国保では、一時的に医療費を立て替え、後で被害者に代わって加害者

国民年金

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。確定申告などで社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。 なお、家族の国民年金保険料を納付した場合には、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

このため、9月30日まで 国民年金保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します。 国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。確定申告などで社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。 なお、家族の国民年金保険料を納付した場合には、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。